

入 札 説 明 書

調達役務名 メール便運送業務

書類No.	名 称	部数等
1	入札に関する説明事項	1 部
2	業務仕様書	1 葉
3	契約書 (案)	1 葉
4	入札書	1 部 (2 枚)
5	委任状	1 葉
6	暴力団等の排除に関する誓約書	1 葉

新潟県総務部法務文書課

入札に関する説明事項

1 入札に付する事項

- (1) 調達する役務の件名
メール便運送業務
- (2) 調達する役務の仕様等
新潟県庁から国内で県が配達を指定した場所に発するメール便の運送業務
詳細は別紙業務仕様書のとおり
- (3) 契約期間
令和8年4月13日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 本公告の日現在で、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する事業の許可を有している者であること。
- (6) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認されたものであること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札者に求められる義務

- (1) 入札に参加を希望する者は、次の資料を作成し、令和8年4月6日（月）午後5時までに後記13の場所に提出しなければならない。
 - ア 一般貨物自動車運送事業の許可状の写し
 - イ メール便運送業務入札参加資格確認書（第1号様式）
- (2) 入札者は上記(1)の提出書類について、入札執行日の前日までの間において、説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
- (3) 審査結果
提出資料に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。
審査結果については、令和8年4月7日（火）午前9時から午後5時までに後記13に問い合わせること。

4 入札執行の日時及び場所

令和8年4月8日（水）午前10時30分 新潟県庁行政庁舎16階入札室

5 入札及び開札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に参集し、入札書（別添入札書の様式を使用し、封筒に入れ密封の上、封筒の表に、氏名、入札執行日、調達する役務の件名を記載する。）を提出すること。

なお、代理人が入札に参加する場合は、入札時刻までに別添委任状を提出の上、入札書に代理人の氏名を記載、委任状の使用印と同じ印鑑を押印すること。

また、入札に参加する際、次のものを持参すること。

・再入札に使用する印鑑

- (2) 入札執行の日時及び場所に参加できない場合は、本人が作成した一の入札書を封書の上、後記13に定める場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便（封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に調達する役務の件名及び入札執行日を記載する。）により令和8年4月7日（火）必着で郵送すること。
- (3) 入札は単価に発送予定数量を乗じた金額の合計金額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された入札金額（消費税及び地方消費税抜）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（消費税及び地方消費税込）の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札は、原則として入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (5) 開札をした場合において、入札金額のうち新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）の範囲内の価格の入札がないときは、再入札を行うものとする。

なお、上記(2)に定める方法によって入札書を提出した者は再入札に参加することができない。

また、後記6の各号に該当する無効入札をした者は、再入札に加わることはできない。

- (6) 再入札を行うこととなった場合は、初回入札結果公表後、入札執行職員が口頭で通知した時刻に再入札書を提出すること。
- (7) 再入札は1回とし、落札者のない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者等と随意契約の交渉を行うことがある。

6 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 本公告に示した日時までに入札書が提出されなかった入札
- (2) 本公告に定めた資格のない者が行った入札
- (3) 委任状の提出がなされていない代理人が行った入札
- (4) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (6) 入札者の押印をすべき場所に押印のない入札
- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (8) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金が後記11(1)の額に達しない者がした入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札

7 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。くじを引かない者があるときは、当該者に代わって入札事務に係る

のない職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

8 契約書作成の要否 要

9 契約条項

別添「メール便運送業務契約書（案）」による。

10 暴力団等の排除

(1) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別紙「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

(2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

ただし、規則第43条第1号に該当する場合は免除する。

(2) 契約保証金

契約保証金は契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

ただし、規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

12 支払条件

当県が行う検査に合格した後、適正な請求書に基づいて支払う。

13 問い合わせ・郵送先

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務部法務文書課文書係

電話番号 025-280-5018（直通）

メール便運送業務入札参加資格確認書

令和 年 月 日

郵便番号
住所
ふりがな
商号又は名称

氏名（代表者氏名）

電話番号
FAX 番号

1 新潟県内及び全国の事業所の状況			
※新潟県内に所在する事業所（支店・事業所等）及び他県の県庁所在地に所在する事業所の名称及び所在地を記載した一覧表及び会社概要（パンフレット等）を添付すること。			
2 実績（令和2年1月1日以降の官公庁との取引で主たるものを記入）			
期 間	取引先	内 容	実績金額（千円）
3 本件業務の担当者			
本件業務担当者	氏名 連絡先部署名 連絡先電話番号 連絡先FAX番号		
担当者不在時の 代理者	氏名 連絡先部署名 連絡先電話番号 連絡先FAX番号		

メール便運送業務仕様書

1 業務内容

県から運送を依頼された書籍や刊行物等の冊子類（以下「メール便物」という。）について、原則として契約事業者の運送約款に基づいて集荷し、指定された配達先へ配達する業務

(1) 運送先の範囲

国内で県が配達を指定した場所

ただし、山間部又は離島であって、契約事業者が業務上取り扱っていない地域への配達については、県と協議の上、県が認めた方法とすることができる。

(2) 配達の対象物

本業務での対象となるメール便物は、郵便法第4条第2項に規定する「信書」に該当しない文書（同法第4条第3項に規定する添え状・送り状を含む。）で、1梱包につき重量1kg以下、長辺34cm以下、短辺25cm、厚さ2cm以下とする。なお、厚さは、一般の顧客に対して2cmを超える高さのメール便物の配達サービスを提供している場合、その高さまでとする。

(3) 荷物の集荷

ア 封入されたメール便物を、毎日（ただし、新潟県の休日を定める条例（平成元年新潟県条例第5号）第1条に規定する休日及び法務文書課の指定する日を除く。）午後4時00分に県庁2階の文書収発室にて集荷する。

イ 大量の発送等については、法務文書課は随時申し込みをすることができるものとし、申し込みがあった場合は随時集荷するものとする。

(4) 荷物の配達

ア 配達は、配達先の荷物受け・新聞受け・郵便受け・メール室等の荷物受け箱への投函をもって完了したものとする。

イ 配達物は、県内（山間部及び離島は除く。）については集荷日を含め3営業日以内に、それ以外の地域については集荷日を含め5営業日以内に配達しなければならない。

ただし、天候、交通事情、その他法務文書課がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(5) 契約期間中の運送予定数量

区分	予定数量（個数）
100g まで	71,955
100g 超～250g	8,969
250g 超～500g	4,288
500g 超～1kg	3,301
合計	88,513

2 事故等発生時の対応

汚損、破損、滅失等の事故が発生した場合は、直ちに法務文書課に報告し、配達物の取扱いの指示を受けること。また、車両の故障その他により業務遂行が困難になった場合は、代替車両などにより速やかに対応し、運送業務を遂行すること。宛先確認ミスによる誤配が生じた場合も同様とする。

3 業務開始の日

令和8年4月13日（月）の集荷から

メール便運送業務契約書（案）

新潟県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、メール便運送業務について、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、甲の指定する送付先へのメール便運送業務（以下「業務」という。）を、別紙メール便運送業務仕様書（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、令和8年4月13日から令和9年3月31日までとする。

（契約金額）

第3条 別紙単価表のとおり

（業務の実施）

第4条 乙は、仕様書に従い業務を行うものとする。

（契約代金の支払い）

第5条 業務に係る代金は、月ごとの送達実績による実績払いとする。

- 2 乙は毎月、料金区分ごとの送達実績を翌月の5日まで（3月分については、3月31日まで）に甲に報告し、確認を受けたのち、請求書を提出する。
- 3 甲は前項の請求書を受理してから30日以内に、乙に代金を支払う。

（契約の解除）

第6条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときはこの契約を解除するものとする。

- (1) 乙が業務執行に必要な許可、免許、登録又は各種の資格を取消し又は抹消されたとき。
- (2) 乙の責に帰すべき理由により、甲が求める業務に著しく障害が発生し契約期間中の業務が円滑に継続できないと認められるとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除し、又は打ち切ることができる。
 - (1) その役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) その役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用したと認められるとき。

- (4) その役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) その役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められるとき。

(損害賠償)

第7条 前条の規定による契約の解除又は乙の責に帰すべき事由により甲が損害を受けたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害の賠償に当たっては、甲は、次条の規定による契約保証金をこれに充てることができる。この場合において、なお不足があるときは、乙はその不足額を賠償し、残額があるときは、甲はその残額を返還するものとする。

(契約保証金)

第8条 契約保証金は、落札金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第44条第1号に該当する場合は免除する。

- 2 前項の契約保証金（以下「契約保証金」という。）には、利息を付さないものとする。
- 3 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行したときは、契約保証金を乙の請求により遅滞なく乙に還付するものとする。
- 4 契約保証金は、前条に定める損害賠償の額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(定めのない事項)

第9条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月 日

新潟市中央区新光町4番地1
甲 新潟県
代表者 新潟県知事 花角 英世

乙

別紙（メール便運送業務）

単位：円

番号	区分	単価
1	100g まで	
2	100g 超～250g	
3	250g 超～500g	
4	500g 超～1 kg	

（注）単価は、消費税及び地方消費税を除く額

入札書

- 1 件名 メール便運送業務
- 2 履行期間 令和8年4月13日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県庁及び各運送先
- 4 入札金額 ¥

(注) 別紙の合計金額を記入する。
なお、入札書には別紙を添付すること。

- 5 入札保証金 ¥

新潟県財務規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札します。

令和 年 月 日

所在地

商号又は名称

職氏名

印

(委任状提出の場合は受任者名)

(印)

新潟県知事 花角英世様

別紙（メール便運送業務）

番号	区 分	単価	予定数量	合計
1	100g まで		71,955	
2	100g 超～250g		8,969	
3	250g 超～500g		4,288	
4	500g 超～1 kg		3,301	
	合 計		88,513	

（注）金額は、消費税及び地方消費税を除く額を記入する。

委任状

(受任者) 所在地

商号又は名称

職氏名

私は、上記の者を代理人と定め、下記事項を処理する権限を委任します。

令和 年 月 日

(委任者) 所在地

商号又は名称

職氏名

印

1 委任事項

令和8年4月8日に行われる当社（店）の入札（見積）に関する一切の事務

2 受任者の使用印鑑



暴力団等の排除に関する誓約書

令和 年 月 日

甲 新潟県知事 殿

乙 住所

商号又は名称

代表者又は

代理人職・氏名

印

私は、新潟県とメール便運送業務契約を締結し、その債務を履行するに際し、次の事項を誓約します。

- 1 自社（受注者が個人である場合にはその者）又は自社の役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）は、契約締結から履行が完了するまでの間、次のいずれにも該当することはありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者
 - (4) 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (7) (3) から (6) に掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- 2 1の誓約事項に虚偽の内容があった場合又は以下(1)若しくは(2)に該当する場合には、新潟県に契約の解除権及びこれに伴う損害賠償請求権が生じることを認めます。
 - (1) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が1(1)～(7)のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (2) 乙が、1(1)～(7)のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(2(1)に該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。